

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規 則

- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則(一八・健康対策課)
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(一九・生活衛生課)
- 秋田県農業振興対策資金貸付規則を廃止する規則(二〇・流通経済課)
- 秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則(二一・商工業振興課)
- 秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(二二・都市計画課)
- 秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(二三・港湾空港課)
- 秋田県営住宅条例施行規則(二四・建築住宅課)

規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十八号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和三十年秋田県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号。以下「施行規則」という。)(第一条)を「栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「施行令」という。)(第一条第一項)に、「によらなければ」を「によつて行われなければ」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(名簿の訂正及び免許証の書換交付の申請)

第二条 施行令第三条第一項の規定による名簿の訂正及び施行令第五条第一項の規定

による免許証の書換交付の申請は、様式第二号の栄養士名簿訂正及び免許証書書換交付申請書によつて行われなければならない。

(登録の抹消)

第三条 施行令第四条第一項又は第三項の規定による栄養士名簿の登録の抹消は、様式第三号の栄養士名簿登録抹消申請書又は様式第四号の死亡(失そ)による栄養士名簿登録抹消申請書によつて行われなければならない。

第四条を第五条とし、同条の前に次の一条を加える。

(免許証の再交付の申請)

第四条 施行令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、様式第五号の栄養士免許証再交付申請書によつて行われなければならない。
様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号 栄養士免許申請書(第1条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩

栄養士免許について(申請)

栄養士法施行令第1条第1項の規定により、栄養士の免許を受けたいので関係書類及び手数料を添えて申請します。

1 本籍(国籍)

2 住所

3 氏名

4 生年月日 年 月 日

5 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無 _____

6 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)
有・無 _____

注 申請者が自書する場合には、押印は不要です。

様式第2号 栄養士名簿訂正及び免許証書換交付申請書(第2条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

本籍地
現住所
氏 名 ⑩
年 月 日生

栄養士名簿訂正及び免許証書換交付について(申請)

次のとおり登録事項に変更を生じたので、栄養士法施行令第3条第1項の規定により栄養士名簿を訂正されるよう申請します。

なお、同令第5条第1項の規定による免許証の書換交付も併せて申請します。

1 変更で生じた事項
変更後 _____
変更前 _____

2 変更年月日 年 月 日

注 申請者が自書する場合には、押印は不要です。

様式第四号を削る。

様式第三号中「施行規則第4条第1項」を「施行令第6条第1項」に改め、

2
3
4

資格取得年月日

資格取得の種類

免許証番号及び免許年月日

注を次のように改める。

注 母語書が田書する場合には、押印は不要です。

様式第三号を様式第五号とし、同様式の前に次の二様式を加える。

様式第四号を次のように改める。

様式第 3 号 栄養士名簿登録抹消申請書 (第 3 条関係)

(A4判)

	年 月 日
秋田県知事 様	
	本籍地 現住所 氏 名
	年 月 日生 
<p>栄養士名簿の登録の抹消について(申請)</p> <p>栄養士法施行令第4条第1項の規定により、栄養士名簿の登録の抹消を申請します。</p> <p>1 抹消の理由</p> <p>2 抹消理由の生じた年月日</p> <p>3 免許証番号及び免許年月日</p>	

注 申請者が自書する場合には、押印は不要です。

様式第4号 死亡(失そう)による栄養士名簿登録抹消申請書(第3条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出義務者
栄養士との続柄
住 所
氏 名 ㊞

栄養士名簿の登録の抹消について(申請)

次の者は、 年 月 日死亡したので(失そうの宣告があつたので)、栄養士法施行令第4条第3項の規定により栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

1 本籍地
2 現住所
3 氏 名
4 生年月日 年 月 日生
5 登録番号
6 登録年月日

附 則
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県規則第十九号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(昭和五十四年秋田県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公衆浴場の衛生措置基準等に関する条例」を「公衆浴場法施行条例」に改める。

第十条中「第一号から第四号」を「第一号のイ及びロ並びに第二号のイからニ」に、「浴槽」を「浴場」に改め、同条各号を次のように改める。

一 浴槽内の湯又は水(以下「浴槽水」という。)

イ 濁度は、五度以下であること。
ロ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中二十五ミリグラム以下であること。

ハ 大腸菌群は、一ミリリットル中一個以下であること。
ニ レジオネラ属菌は、百ミリリットル中十CFU未満であること。

二 浴槽水以外の湯又は水
イ 色度は、五度以下であること。
ロ 濁度は、二度以下であること。

ハ 水素イオン濃度は、pH値が五・八以上八・六以下であること。
ニ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中十ミリグラム以下であること。

ホ 大腸菌群は、五十ミリリットル中に検出されないこと。
ヘ レジオネラ属菌は、百ミリリットル中十CFU未満であること。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県農業振興対策資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県規則第二十号

秋田県農業振興対策資金貸付規則を廃止する規則

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県農業振興対策資金貸付規則（昭和四十五年秋田県規則第二十一号）は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際限にこの規則による廃止前の秋田県農業振興対策資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十一号

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高度技術研究所条例施行規則（平成十四年秋田県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表超微細放電加工機の項の次に次のように加える。

薄膜構造評価用高輝度X線回折装置	五、七五〇円
------------------	--------

別表中「高磁界型振動試料型磁計」を「高磁界型振動試料型磁力計」に改める。

映像装置	式	時から 時まで	円
同時通訳装置	式	時から 時まで	円
パーソナルコンピュータ	式	時から 時まで	円
オーバーヘッドプロジェクター	式	時から 時まで	円
ビデオテープレコーダー	式	時から 時まで	円

様式第一号(中)

を

拡張装置	式	時から 時まで	円
------	---	------------	---

映像装置	式	時から 時まで	円
同時通訳装置	式	時から 時まで	円
オーバーヘッドプロジェクター	式	時から 時まで	円
ビデオテープレコーダー	式	時から 時まで	円
拡張装置	式	時から 時まで	円

に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十一号

秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「及び第七号」を削る。

第二項第四号の規定 に該当するもの	営業の宣伝その他これに類する目的をまつて るものでないこと。
----------------------	-----------------------------------

別表第三中

第二項第七号の規定に該当するもの		電	車	一般乗合用
側部	45 × 60 以下	前部	後部	側部
左右各一個まで	以下一個	以下一個	以下一個	以下左右各一個
				50 以下

表示す	バス	部	× 90	下一個
数字の単位はセンチメートル				

その他これに類する目的をもつて表示すこと。
に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県規則第二十三号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県港湾施設管理条例施行規則（昭和三十四年秋田県規則三十二号）の一部を次のように改正する。
第六条中「別表中」を「別表中、「に」、「ものとする」を「ものとし、移動式荷役機械の使用時間の計算はエンジンの回転を開始したときからエンジンの回転を停止したときまでの時間によるものとする」に改める。

様式第二号(四)中

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (月)
使用料	円

使用期間	年 月 日	時 分から	時間 分
兼使用時間	年 月 日	時 分から	時間 分
使用料	時 間 内	時 間 外	計
	時間	時間	時間
	円	円	円

附 則

この規則は、平成十四年五月一日から施行する。

秋田県営住宅条例施行規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十四号

秋田県営住宅条例施行規則

秋田県営住宅条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第六十号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県営住宅条例(平成十四年秋田県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(入居住宅の変更等)

第二条 入居者は、条例第五条第一項第七号又は第八号(同条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事由により入居している普通県営住宅若しくは改良住宅を変更し、又は交換しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(特定県営住宅の公募の例外適用者の収入基準)

第三条 条例第六条の規則で定める基準は、二十万円以上六十万円以下とする。

(特定県営住宅の入居者の収入基準等)

第四条 条例第十条の規則で定める基準は、二十万円以上六十万円以下(同条第三号に該当する者で収入の上昇が見込まれるものにあつては、六十万円以下)とする。

2 条例第十条第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 災害により住宅を失つた者

二 不良住宅の撤去により住宅を失つた者

三 普通県営住宅建替事業の施行により住宅を失つた者

四 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の規定に基づく都市計画法

業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第三項若しくは第四

項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十

八号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却により住宅を失つた者

五 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条(同法第三百二十八条第

一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業

又は公共用地的取得に關する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第一条

に規定する特定公共事業の執行に伴う住居の除却により住宅を失つた者

六 前各号に掲げる者に準ずる者であつて、知事が適当と認めるもの

3 条例第十条第三号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第百二十四号。別表第二において「令」という。)第六条第一項に規定する者

二 前号に掲げる者に準ずる者であつて、知事が適当と認めるもの

三 地域の実情を勘案して知事が適当と認める者

(特定県営住宅の入居者の決定の特例を受ける者)

第五条 条例第十四条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族が多い者

二 配偶者のない女子であつて、現に十八歳未満の者を扶養している者

三 六十歳以上の者又は同居親族に六十歳以上の者がある者

四 心身障害者又は同居親族に心身障害者がある者

五 条例第三十四条第一項の規定により収入超過者として認定された者又は同条第

二項の規定により高額所得者として認定された者

六 前各号に掲げる者に準ずる者であつて、知事が適当と認めるもの

七 地域の実情を勘案して知事が適当と認める者

(連帯保証人の変更等)

第六条 入居者は、条例第十七条第一項第一号の規定により提出した請書に連署した連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 入居者は、連帯保証人が死亡し、又は条例第十七条第一項第一号に規定する要件に該当しないこととなつたときは、直ちに新たな連帯保証人を立てるとともに、知事の承認を受けなければならない。

3 前二項の規定による承認を受けた入居者は、条例第十七条第一項第一号に掲げる

手続をしなければならない。

4 入居者は、連帯保証人が住所、氏名又は勤務先を変更したときは、直ちにその旨

を知事に届け出なければならない。

(同居の承認の申請)

第七条 条例第十八条の承認を受けようとする者は、同居させようとする者の収入を

明らかにする書類、入居者との関係を証する書類その他知事が必要と認める書類を

添えて、知事に申請しなければならない。

(同居者の異動の届出)

第八条 入居者は、同居者に異動があつたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出な

ければならない。

(入居の承継の承認の申請等)

第九条 条例第十九条の承認を受けようとする者は、入居者が死亡し、又は退去した日から三十日以内に、入居者の死亡又は退去の事実を証明する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 第六条第三項の規定は、前項の承認を受けた者について準用する。

(収入の申告に必要な書類等)
 第十条 条例第二十一条第一項の収入の申告は、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一 入居者及び同居者並びに所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者(以下「控除対象配偶者」という。)及び同項第三十四号に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)で入居者及び同居者以外のものの住民票の写し

二 入居者及び同居者の収入を明らかにする書類

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 条例第二十一条第三項の規定による意見の陳述は、同項後段の規定による更正を必要とする事由を明らかにした書類を添えて行わなければならない。

3 前項の意見の陳述をすることができる期間は、条例第二十一条第二項の規定による通知のあった日から三十日以内とする。

(改良住宅の家賃の変更の通知)
 第十一条 知事は、条例第二十三条第一項の規定により改良住宅の家賃を変更するときは、あらかじめ、その旨を入居者に通知するものとする。

(改良住宅の家賃の減額の基準)
 第十二条 条例第二十四条の規定による家賃の減額の基準は、別表第一のとおりとする。

(特定県営住宅の家賃の変更の通知)
 第十三条 第十一条の規定は、条例第二十六条の規定による特定県営住宅の家賃の変更について準用する。

(特定県営住宅の家賃の減額の算定方法等)
 第十四条 条例第二十七条第一項の規定による家賃の減額は、条例第二十五条の規定により定められた特定県営住宅の家賃から特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法(平成五年建設省告示第六百二二号)により算定された入居者負担の基準額を控除して得た額を減することにより行うものとする。

2 条例第二十七条第二項の規定による申請は、毎年七月末日までに、第十条第一項に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、入居時における家賃の減額の申請は、条例第十一条の許可を受けるための申請書にその旨を付記してすることができる。

(家賃等の減免及び徴収猶予の承認)

第十五条 条例第二十九条(条例第三十条第四項、条例第三十九条第四項及び条例第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による減免又は徴収の猶予

を受けようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を必要とする事由を明らかにした書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(家賃等の減免の基準)
 第十六条 条例第二十九条(条例第三十条第四項、条例第三十九条第四項及び条例第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による減免の基準は、別表第二のとおりとする。

(県営住宅を使用しないときの届出)
 第十七条 条例第三十三条第二項(条例第四十九条第八項において準用する場合を含む。)の届出は、県営住宅を使用しない期間の開始の日の前日までに行わなければならない。

(収入に関する報告に必要な書類等)
 第十八条 第十条第一項の規定は、条例第三十六条第二項の収入に関する報告について準用する。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、条例第三十六条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による意見の陳述について準用する。

3 条例第三十六条第六項の規定により同条第五項の決定を求めようとする者は、当該決定を必要とする事由を明らかにした書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(割増賃料の支払期日)
 第十九条 改良住宅収入超過者は、条例第三十九条第一項の割増賃料を毎月末日(月中途で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月分を支払うものとする。

(建替事業により新たに整備される普通県営住宅への入居)
 第二十条 知事は、条例第四十三条第一項の申出があったときは、入居すべき住宅を決定し、当該申出をした者に、その旨を通知するものとする。

2 第六条第三項の規定は、前項の規定による通知を受けた者について準用する。

(書類の様式)
 第二十一条 次の表の上欄に掲げる条例又はこの規則の規定に基づく同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表下欄に掲げる様式によるものとする。

番号	上 欄	中 欄	下 欄
一	規則第二条	普通県営住宅(改良住宅)変更承認申請書	様式第一号

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二
条例第三十三條第二項 (条例第四十九條第八	規則第十五條第二項	条例第二十七條第二項	条例第二十一條第三項 及び第三十六條第四項 (同條第七項において 準用する場合を含む。)	条例第二十一條第一項 及び第三十六條第二項	規則第九條第一項	規則第八條	規則第七條	規則第六條第四項	規則第六條第一項及び 第二項	条例第十七條第一項第 一號	条例第十一條	規則第二條
県営住宅不使用届	普通県営住宅(改良住宅)家 賃等減免等承認申請書	特定県営住宅家賃減額申請書	収入額認定等に対する意見書	普通県営住宅(改良住宅)入 居者収入申告(報告)書	県営住宅入居承認申請書	同居者異動届	県営住宅同居承認申請書	連帯保証人住所等変更届	連帯保証人変更承認申請書	県営住宅入居請書	県営住宅入居許可申請書	普通県営住宅(改良住宅)交 換承認申請書
様式第十四号	様式第十三号	様式第十二号	様式第十一号	様式第十号	様式第九号	様式第八号	様式第七号	様式第六号	様式第五号	様式第四号	様式第三号	様式第二号

附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の秋田県営住宅条例施行規則(昭 和三十五年秋田県規則第六十号。以下「改正前の規則」という。)の規定によりさ	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	
	条例第五十条	条例第四十九條第二項	条例第四十七條第一項 (条例第四十九條第八 項において準用する場 合を含む。)	条例第四十五條第一項	条例第四十三條第一項	条例第四十一條第三項	規則第十八條第三項	条例第三十三條第四項 及び第五項(条例第四 十九條第八項において 準用する場合を含む。)	項において準用する場 合を含む。)
	県営住宅立入検査員証	普通県営住宅使用許可申請書	県営住宅明渡届	駐車場使用許可申請書	建替住宅入居申出書	高額所得者普通県営住宅明渡 期限延長申出書	収入基準超過がなくなった旨 等の決定申請書	県営住宅用途併用等承認申請 書	
	様式第二十一 号	様式第二十一 号	様式第二十号	様式第十九号	様式第十八号	様式第十七号	様式第十六号	様式第十五号	

3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

れた手続その他の行為は、当該行為のあった日において、それぞれこの規則の相当規定によりされた行為とみなす。

別表第二(第十六条関係)

減 免 事 由	家 賃		減 免 の 期 間	敷 金 の 減 免 の 内 容
	減 免 の 内 容	等		
<p>一 入居者が生活保護法第十四条の規定により住宅扶助を受けている場合又は受けることとなった場合</p> <p>二 所得金額の合計額が控除額の合計額に満たない場合(次号の適用を受ける場合を除く)</p>	<p>家賃の額から住宅扶助の基準額の上限額を差し引いた額の家賃の減額</p>	<p>入居し、又は住宅扶助を受けることとなった日の属する月から住宅扶助を受けないこととなった日の属する月まで</p>	<p>新たに入居しようとする者について、敷金の額から住宅扶助の基準額の上限額に三を乗じて得た額を差し引いた額の減額</p>	
	<p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の減額</p> <p>(一) 家賃又は割増賃料の減額</p> <p>家賃又は割増賃料の額に次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額に相当する額の減額</p> <p>ア 差引額が一七一、〇〇〇円以下の場合 十分の一</p> <p>イ 差引額が一七一、〇〇〇円を超え四一四、</p>	<p>入居した日の属する月からその月後の最初の三月まで、次号に定める期間が経過する月の翌月からその月後の最初の三月まで又は四月から翌年の三月まで</p>	<p>新たに入居しようとする者について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の減額</p> <p>(一) 差引額が六五七、〇〇〇円以下の場合 家賃の一月分に相当する額</p> <p>(二) 差引額が六五七、〇〇〇円を超える場合 家賃の二月分に相当する額</p>	

別表第一(第十二条関係)

家賃を減額する場合	減 額
<p>入居者の収入を十で除して得た額が家賃の額以下である場合</p>	<p>当該家賃を入居者の収入(五万円に満たない場合は、五万円)を十で除して得た額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)まで減額するものとする。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)により住宅扶助を受けている入居者に対しては、当該住宅の家賃をその住宅扶助の基準額の上限額まで減額するものとする。</p>

備考 この表において「入居者」とは、改良住宅に入居させるべき者又は改良住宅に入居させるべき者であった者であつて条例第三十六条第五項に規定する改良住宅収入超過者以外のものをいう。

<p>三 入居者若しくは同居者の死亡、失職、離婚又は入院等により当該年の収入が著しく減少している場合又は減少することとなった場合及び入居者、同居者若しくは控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居者以外のものの入院又は災害による著しい損害により当該年の支出が著しく増加している場合又は増加することとなった場合で、所得金額の合計額が控除額の合計額に満たない場合</p>	<p>前号に掲げる区分に応じ同号に定める額の減額</p>	<p>入居し、又は当該事実が確認された日の属する月から十二月を経過する月(当該事実の消滅が確認された場合にあつては、その確認された日の属する月)まで</p>	<p>前号に掲げる区分に応じ同号に定める額の減額</p>
<p>備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (一) 所得金額の合計額 令第一条第三号に規定する所得金額の合計額に所得税法その他の法令の規定により所得税を課されない過去一年間における入居者の所得金額を加算して得た額をいう。 (二) 控除額の合計額 令第一条第三号イからヘまでに掲げる額の合計額(この表の第三号に該当する場合において、入居者又は同居者のうち主たる生計維持者が死亡、失職、離婚又は入院等により収入が著しく減少している場合又は減少することとなった場合にあつては、当該合計額に三十八万円を加算して得た額)をいい、入居者、同居者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居者以外のものの入院により入居者又は同居者が医療費(保険金、損害賠償金その他これらに類するもの)により補てんされる部分を除く。を支払った場合にあっては当該合計額に当該医療費の合計額を、入居者、同居者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居者以外のものが災害により著しい損害を受け入居者又は同居者が当該災害の復旧のための費用(保険金、損害賠償金その他これらに類するもの)により補てんされる部分を除く。を支払った場合にあっては当該合計額に当該費用の合計額をそれぞれ加算して得た額をいう。 (三) 差引額 控除額の合計額から所得金額の合計額を差し引いた額をいう。</p>	<p>(二) 条例第四十一条第二項に規定する金銭の減額 当該金銭の額に二分の一を乗じて得た額の減額</p> <p>ウ 〇〇〇円以下の場合 十分の一 ウ 差引額が四一四、〇〇〇円を超え六五七、〇〇〇円以下の場合 十分の三 エ 差引額が六五七、〇〇〇円を超え九〇〇、〇〇〇円以下の場合 十分の四 オ 差引額が九〇〇、〇〇〇円を超え一、一四〇、〇〇〇円以下の場合 十分の五 カ 差引額が一、一四〇、〇〇〇円を超える場合 十分の六</p>	<p>前号に掲げる区分に応じ同号に定める額の減額</p>	<p>前号に掲げる区分に応じ同号に定める額の減額</p>

様式第1号 普通県営住宅(改良住宅)変更承認申請書

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 印

普通県営住宅(改良住宅)の変更承認について(申請)

次のとおり現在入居している普通県営住宅(改良住宅)を変更したいので、秋田県営住宅条例施行規則第2条の規定により、申請します。

現在入居している住宅の名称		県営 住宅 棟 号			
入居を希望する住宅の名称		県営 住宅 棟 号			
入 居 者 及 び 同 居 者	氏 名	入居者との関係	生年月日	年 齢	職 業
		本 人			
変 更 を 希 望 す る 理 由					

(注) 理由として記載した事項を証明する書類を添付してください。

様式第 2 号 普通県営住宅(改良住宅)交換承認申請書

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 印

氏 名 印

普通県営住宅(改良住宅)の交換承認について(申請)

次のとおり現在入居している普通県営住宅(改良住宅)を交換したいので、秋田県営住宅条例施行規則第 2 条の規定により、申請します。

現在入居している住宅の名称		県営 住宅 棟 号				
入居者及び同居者	氏 名	入居者との関係	生年月日	年 齢	職 業	勤務先の所在地及び名称
		本 人				
現在入居している住宅の名称		県営 住宅 棟 号				
入居者及び同居者	氏 名	入居者との関係	生年月日	年 齢	職 業	勤務先の所在地及び名称
		本 人				
交換を希望する理由						

(裏面)

該当する番号を で囲んでください(特定県営住宅の入居許可申請の場合は、記入する必要はありません。)

区 分	具 体 的 内 容
1	住宅以外の建物又は場所に居住している。
2	保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
3	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。
4	住宅がないため親族と同居できない。
5	住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。
6	正当な事由による立退き要求を受けているが適当な立退き先がない(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
7	遠距離通勤をしている。
8	収入に比して過大な家賃を支払っている。
9	婚約中であるが収入が低額であるため適当な住宅が見つからない。
10	その他

- 注1 申請は、1回の公募につき、1世帯1戸限りです。
- 注2 「所得年額」欄は、次に掲げる額を記入してください。
- (1) 前年の所得金額に係る所得証明書(所得の種類、扶養親族の数及び各種の控除の内容が記載されているものに限る。以下同じ。)が発行されている場合は、その合計所得の欄に記載されている額
- (2) 前年の所得金額に係る所得証明書が発行されていない場合は、次に掲げる額の合計額
- ア 給与所得にあっては、前年分の源泉徴収票の給与所得控除後の給与等の金額の欄に記載されている額
- イ 給与所得以外の所得にあっては、前年の収入額から必要経費の額を控除した額
- 3 申請者又は同居予定者が次のいずれかに該当する場合は、「障害者等を含む世帯」欄の該当する番号を で囲んでください。
- (1) 身体障害者でその障害の程度が1級から4級までのもの
- (2) 精神障害者でその障害の程度が1級又は2級のもの
- (3) 知的障害者でその日常生活における支障の程度が2に掲げる者と同程度のもの
- (4) 戦傷病者でその障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症のもの
- (5) 被爆者
- (6) 被保護者
- (7) 引揚者で引き揚げた日から5年を経過していないもの
- (8) ハンセン病療養所入居者等
- 4 前年において、年中途中で就職し、又は退職した場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記入してください。
- 5 印刷には、記入しないでください。
- 6 次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 申請書に記載した者全員の住民票の写し(住民登録をしないで遠隔地に居住している特定扶養親族等にあっては、在学証明書、学生証等の写し)
- (2) 申請者及び同居予定者の市町村長の発行する前年の所得金額に係る所得証明書(当該証明書が発行されていない場合は、給与所得者にあつては前年分の源泉徴収票及び前々年の所得金額に係る所得証明書、事業所得者等にあつては確定申告書その他の前年の所得金額を明らかにした書類で税務署が受理した旨が明示されているもの及び前々年の所得金額に係る所得証明書)
- (3) 退職等により過去1年間に収入がなかった場合は、退職等を証する書類
- 7 障害者等を含む世帯であることを証明する書類を添付し、又は申請の際に提示してください。
- 8 住宅の困窮事情を明らかにした書類を添付し、又は申請の際に提示してください。

様式第4号 県営住宅入居請書

(A4判)

<p>県営住宅入居請書</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p>秋田県知事 様</p>				
入 居 者	本 籍 地			
	現 住 所		電 話 番 号	
	氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日
連 帯 保 証 人	本 籍 地			
	現 住 所		電 話 番 号	
	氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日
	職 業		入居者との関係	
勤 務 先	所在地		電 話 番 号	
	名 称			

次の県営住宅の使用に当たっては、秋田県営住宅条例及び秋田県営住宅条例施行規則を遵守し、義務（家賃納入、保管等）の不履行があったときは、連帯保証人がこれを引き受け、誠実に履行します。

県 営 住 宅	名 称	県 営 住 宅 棟 号		
	家 賃	円	敷 金	円

(注) 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入を明らかにする書類（所得証明書等）を添付してください。

様式第 5 号 連帯保証人変更承認申請書

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

住宅の名称 県営 住宅 棟 号
氏 名 印

連帯保証人の変更承認について(申請)

次のとおり県営住宅入居請書に連署した連帯保証人を変更したいので、秋田県営住宅条例施行規則第 6 条第 1 項(第 6 条第 2 項)の規定により、申請します。

新 連 帯 保 証 人	本 籍 地			
	現 住 所		電 話 番 号	
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	職 業		入居者との関係	
	勤務先	所在地	電 話 番 号	
名 称				
旧連帯保証人の氏名				
変 更 理 由				

様式第6号 連帯保証人住所等変更届

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住宅の名称 県営 住宅 棟 号
氏 名 印

連帯保証人の住所(氏名、勤務先)の変更について(届出)

次のとおり連帯保証人の住所(氏名、勤務先)が変更になったので、秋田県営住宅条例施行規則第6条第4項の規定により、届け出ます。

変更内容	変 更 後	変 更 前
変更年月日	年 月 日	

様式第7号 県営住宅同居承認申請書

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住宅の名称 県営 住宅 棟 号
氏 名 (印)

県営住宅の同居承認について(申請)

次のとおり県営住宅への入居の際に同居していた親族以外の者を同居させたいので、秋田県営住宅条例施行規則第7条の規定により、申請します。

1 同居させようとする者

氏 名 ふりがな	入居者との関係	生年月日	年齢	職 業	勤務先の所在地及び名称	所得年額 円	控除額 円	備 考

2 同居の予定年月日 年 月 日

3 同居させようとする理由

- (注) 1 「所得年額」欄は、次に掲げる額を記入してください。
- (1) 前年の所得金額に係る所得証明書（所得の種類、扶養親族の数及び各種の控除の内容が記載されているものに限る。以下同じ。）が発行されている場合は、その合計所得の欄に記載されている額
 - (2) 前年の所得金額に係る所得証明書が発行されていない場合は、次に掲げる額の合計額
 - ア 給与所得にあつては、前年分の源泉徴収票の給与所得控除後の給与等の金額の欄に記載されている額
 - イ 給与所得以外の所得にあつては、前年の収入額から必要経費の額を控除した額
 - 2 前年において、年途中で就職し、又は退職した場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記入してください。
 - 3 印欄には、記入しないでください。
 - 4 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 同居させようとする者の住民票の写し
 - (2) 同居させようとする者が所得を有する者である場合は、その者の市町村長の発行する前年の所得金額に係る所得証明書（当該証明書が発行されていない場合は、給与所得者にあつては前年分の源泉徴収票及び前々年の所得金額に係る所得証明書、事業所得者等にあつては確定申告書その他の前年の所得金額を明らかにした書類で税務署が受理した旨が明示されているもの及び前々年の所得金額に係る所得証明書）
 - (3) 退職等により過去1年間に収入がなかった場合は、退職等を証する書類
 - (4) 理由として記載した事項を証明する書類
 - 5 同居させようとする者が次のいずれかに該当する場合は、その旨を証明する書類を添付し、又は申請の際に提示してください。
 - (1) 身体障害者でその障害の程度が1級から4級までのもの
 - (2) 精神障害者でその障害の程度が1級又は2級のもの
 - (3) 知的障害者でその日常生活における支障の程度が2に掲げる者と同程度のもの
 - (4) 戦傷病者でその障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症のもの
 - (5) 被爆者
 - (6) 被保護者
 - (7) 引揚者で引き揚げた日から5年を経過していないもの
 - (8) ハンセン病療養所入所者等

様式第 8 号 同居者異動届

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

住宅の名称 県営 住宅 棟 号
氏 名 印

同居者の異動について(届出)

次のとおり同居者に異動があったので、秋田県営住宅条例施行規則第 8 条の規定により、届け出ます。

異動者の氏名	入居者との関係	年齢	異動年月日	異 動 先	異動理由

(注) 理由として記載した事項を証明する書類を添付してください。

様式第9号 県営住宅入居承継承認申請書

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住宅の名称 県営 住宅 棟 号
氏 名 印

県営住宅の入居の承継承認について(申請)

次のとおり入居の承継をしたいので、秋田県営住宅条例施行規則第9条第1項の規定により、申請します。

新入居者	氏 名	旧入居者との関係	生年月日	年齢	職 業	勤務先の所在地及び名称
				年 月 日		
旧入居者の氏名						
承継の理由						

(注) 理由として記載した事項を証明する書類を添付してください。

(注) 1 「所得年額」欄には、前年の所得金額に係る所得証明書（所得の種類、扶養親族の数及び各種の控除の内容が記載されているものに限る。）の合計所得の欄に記載されている額を記入してください。

2 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する場合は、「障害者等を含む世帯」欄の該当する番号を で囲んで下さい。

(1) 身体障害者でその障害の程度が1級から4級までのもの

(2) 精神障害者でその障害の程度が1級又は2級のもの

(3) 知的障害者でその日常生活における支障の程度が2に掲げる者と同程度のもの

(4) 戦傷病者でその障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症のもの

(5) 被爆者

(6) 被保護者

(7) 引揚者で引き揚げた日から5年を経過していないもの

(8) ハンセン病療養所入所者等

3 前年において、年の中途で就職し、又は退職した場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記入してください。

4 印欄には、記入しないでください。

5 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 申告（報告）書に記載した者全員の住民票の写し（住民登録をしないで遠隔地に居住している特定扶養親族等にあつては、在学証明書、学生証の写し）

(2) 入居者及び同居者の市町村長の発行する前年の所得金額に係る所得証明書

(3) 退職等により過去1年間に収入がなかった場合は、退職等を証する書類

6 障害者等を含む世帯であることを証明する書類を添付し、又は申告（報告）の際に提示してください。

様式第11号 収入額認定等に対する意見書

(A 4 判)

収入額の認定（収入基準超過がある旨の決定、収入基準超過がなくなった旨の決定、
収入が減少した旨の決定）に対する意見書

年 月 日

秋田県知事 様

住宅の名称 県営 住宅 棟 号
氏 名 ㊞

年 月 日付け で受けた収入額の認定（収入基準超過がある旨の決定、収入基準超過がなくなった
旨の決定、収入が減少した旨の決定）について、秋田県営住宅条例第21条第3項（第36条第4項、第36条第7項
において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり意見を申し述べます。

意 見

(注) 必要に応じ、意見の内容を明らかにした書類を添付してください。

様式第12号 特定県営住宅家賃減額申請書

(A4判)

特定県営住宅家賃減額申請書

年 月 日

秋田県知事 様
 住宅の名称 県営 住宅 棟 号
 氏 名 氏 名 氏 名 ⑤

秋田県営住宅条例第27条第2項の規定により、特定県営住宅の家賃について減額を受けたいので、次のとおり申請します。

入居者及び同居者並びに別居する控除対象配偶者及び扶養親族	ふりがな 氏 名	入居者との関係	生年月日	年 齢	職 業	勤務先の所在地・ 名称・電話番号	所得年額	控除対象(該当する欄に 印を付けてください。)					備 考				
								同居者	同居しない扶養親族	老人扶養親族	特定扶養親族	障害者		特 別 障害者	老年人者	寡婦又は寡夫	
		本人					円										
計(A)																	
控除額	1 同居者						4 特定扶養親族				7 老年人者				円		
	2 同居しない扶養親族						5 障害者				8 寡婦又は寡夫						
	3 老人扶養親族						6 特別障害者				計(B)						
審査の状況		収入月額 (A)-(B)×12 円															

- (注) 1 「所得年額」欄には、前年の所得金額に係る所得証明書(所得の種類、扶養親族の数及び各種の控除の内容が記載されているものに限る。)の合計所得の欄に記載されている額を記入してください。
- 2 前年において、年途中で就職し、又は退職した場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記入してください。
- 3 印欄には、記入しないでください。
- 4 次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 申請書に記載した者全員の住民票の写し(住民登録をしないで遠隔地に居住している特定扶養親族等にあつては、在学証明書、学生証の写し)
- (2) 入居者及び同居者の市町村長の発行する前年の所得金額に係る所得証明書
- (3) 退職等により過去1年間に収入がなかった場合は、退職を証する書類
- 5 障害者等を含む世帯であることを証明する書類を添付し、又は申請の際に提示してください。

様式第13号 普通県営住宅(改良住宅)家賃等減免等承認申請書

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 印

普通県営住宅(改良住宅)の家賃(敷金、割増賃料、条例第41条第2項に規定する金銭)の減免(徴収猶予)承認について(申請)

次のとおり家賃(敷金、割増賃料、条例第41条第2項に規定する金銭)の減免(徴収猶予)を受けたいので、秋田県営住宅条例施行規則第15条第2項の規定により、申請します。

現在入居している住宅	名 称	県 営 住 宅 棟 号			
	現在納付している家賃月額	円			
入居者及び同居者	氏 名	入居者との関係	生 年 月 日	年 齢	職 業
		本 人			
申 請 理 由					

(注) 理由として記載した事項を証明する書類を添付してください。

様式第14号 県営住宅不使用届

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 ①
〔 社会福祉法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

県営住宅の不使用について (届出)

次のとおり県営住宅を引き続き15日以上使用しないので、秋田県営住宅条例第33条第2項(第49条第8項において準用する同条例第33条第2項)の規定により、届け出ます。

現在入居している 住 宅 の 名 称	県 営 住 宅 棟 号			
使用しない期間	年 月 日から		年 月 日まで	
理 由				
入居者及び同居者の 滞 在 場 所	所在地		電話番号	
	名 称			

様式第15号 県営住宅用途併用等承認申請書

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 ⑩
〔 社会福祉法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

県営住宅の用途併用の承認について(申請)

次のとおり入居している県営住宅について、他の用途との併用(模様替、増築)をしたいので、秋田県営住宅条例第33条第4項(第33条第5項、第49条第8項において準用する同条例第33条第4項(第33条第5項))の規定により、申請します。

現在入居している 住宅の名称	県営 住宅 棟 号
併用しようとする 用途((模様替、 増築)の理由)	
併用(模様替、増築) をする場所及び面積	
併用する期間 (工事の施工期間)	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 模様替又は増築の場合にあつては、当該工事の内容を明らかにした図面を添付してください。

様式第16号 収入基準超過がなくなった旨等の決定申請書

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

住宅の名称 県営 住宅 棟 号
氏 名 印

収入基準超過がなくなった(収入が減少した)旨の決定について(申請)

次のとおり収入基準超過がなくなった(収入が減少した)旨の決定を受けたいので、秋田県営住宅条例施行規則第18条第3項の規定により、申請します。

収入基準超過がある旨の決定を受け た 年 月 日	年 月 日
収 入 額	月額 円
収入基準超過がなくなった(収入が減少した)理由	

(注) 収入基準超過がなくなった(収入が減少した)事実を証明する書類(所得証明書等)を添付してください。

様式第17号 高額所得者普通県営住宅明渡期限延長申出書

(A4判)

	年 月 日
秋田県知事	様
	住宅の名称 県営 住宅 棟 号 氏 名 ⑩
高額所得者普通県営住宅明渡期限延長について(申出)	
次のとおり明渡期限を延長するよう秋田県営住宅条例第41条第3項の規定により、申し出ます。	
明渡しを請求されている年月日	年 月 日
延長希望年月日	年 月 日
理 由	

(注) 理由として記載した事項を証明する書類を添付してください。

様式第18号 建替住宅入居申出書

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 印

建替住宅への入居について(申出)

次のとおり建替住宅への入居を希望するので、秋田県営住宅条例第43条第1項の規定により、申し出ます。

明渡請求を受けた 住 宅 の 名 称		県 営 住 宅 棟 号					
入 居 者 及 び 同 居 者	氏 名	入居者 との 関 係	生年月日	年 齢	職 業	勤 務 先 の 所 在 地 称 及 び 名 称	
			本 人				

様式第19号 駐車場使用許可申請書

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

住宅の名称 県営 住宅 棟 号
氏名又は名称 印

駐車場の使用許可について(申請)

県営住宅の駐車場を使用したいので、秋田県営住宅条例第45条第1項の規定により、次のとおり申請します。

駐 車 場 の 名 称	県営 住宅駐車場
使 用 区 画	区画
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第20号 県営住宅明渡届

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

氏 名 ⑩
{ 社会福祉法人等にあつては、 }
{ 名称及び代表者の氏名 }

県営住宅の明渡しについて(届出)

次のとおり県営住宅を明け渡すので、秋田県営住宅条例第47条第1項(第49条第8項において準用する同条例第47条第1項)の規定により、届け出ます。

明け渡す住宅の名称	県 営 住 宅 棟 号
明 渡 予 定 年 月 日	年 月 日
転 居 先	(電話番号)
勤 務 先	(電話番号)

様式第21号 普通県営住宅使用許可申請書

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名



普通県営住宅の使用許可について(申請)

次のとおり普通県営住宅を使用したいので、秋田県営住宅条例第49条第2項の規定により、申請します。

<p>使用しようとする 普通県営住宅の名称</p>	<p>県営 住宅 棟 号</p>
<p>使 用 の 目 的</p>	
<p>使 用 期 間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>

(注) 事業内容を明らかにした書類及び入居予定者の名簿を添付してください。

様式第22号 県営住宅立入検査員証

(表面)

第	号	年	月	日	交付
県営住宅立入検査員証					
				職氏名	
				年	月 日生
上記の者は、秋田県営住宅条例第50条第1項の規定により県営住宅の検査を行う者であることを証明する。					
年		月		日	
秋田県知事					印

(裏面)

秋田県営住宅条例 抜粋

(立入検査)

第50条 知事は、県営住宅の管理上必要な限度において、知事の指定した者に、現に使用している県営住宅にあらかじめその入居者の承諾を得て立ち入り、当該県営住宅を検査させ、又はその入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄